

国立病院機構独立行政法人京都医療センター動物実験に関する指針  
(Guideline for Animal Experiments of Kyoto Medical Center)

平成 15 年 12 月 1 日 院長策定

平成 16 年 11 月 1 日改訂

平成 24 年 1 月 1 日改訂

平成 27 年 6 月 1 日改訂

## 第 1 目的

この指針は、国立病院機構独立行政法人京都医療センター（以下、京都医療センター）において、動物実験を計画し、実施する場合に、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号、平成 11 年一部改正）及び「実験動物の飼育及び保管に関する基準」（昭和 55 年総理府告示第 6 号。以下「基準」という。）、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成 15 年 6 月 18 日公布、平成 16 年 2 月 19 日施行）に定めるもののほか、遵守すべき必要な事項を定め、科学的にはもとより動物福祉の観点からも Russell and Burch の「三つの R」、即ち削減(Reduction)、純化(Refinement)、および置き換え(Replacement)の原則を順守し、適正な実験を促すことを目的とする。

## 第 2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 動物実験

研究の利用に供するため、実験動物に何らかの拘束又は処置を施すことをいう。

### (2) 実験動物

動物実験の利用に供するため、施設で飼育又は保管している動物をいう。

### (3) 施設

臨床研究センター動物実験施設および臨床研究センター長(以下「センター長」という。)が指定する実験室をいう。

### (4) 実験者

動物実験を計画し、これを実施する者をいう。

### (5) 飼育担当者

実験動物の飼育又は保管に従事する者をいう。

## 第 3 適用範囲

この指針は、京都医療センターで行われるすべての動物実験に適用する。

## 第 4 動物実験委員会

1. この指針の適正な運用を図り、動物福祉ならびに倫理に配慮すべき動物実験の計画、実施等に関し実験者に指導、助言などを行うため、センターに動物実験委

員会（以下「委員会」という。）を置く。

2. 委員会に関して必要な事項は、別に定める。

## 第5 実験計画

1. 実験者は、実験計画の立案に当たっては、所定の動物実験計画書をセンター長に提出し、動物実験委員会の審査、承認を受けなければならない。
2. センター長は、前項の承認に当たり、委員会の意見を聴取するものとする。

## 第6 実験動物の選択等

実験者は、供試動物の選択に当たって、実験目的に適した動物種・系統の選定、供試動物の数、遺伝学的・微生物学的品質、飼育条件等を考慮しなければならない。特に、微生物学的品質に関しては、センター長の指示に従わなければならない。

## 第7 動物の検収と検疫

実験者は、実験動物の発注条件及び異常の有無の確認並びに実験動物の状態等を記録するとともに、必要に応じて検疫を行うものとする。

## 第8 実験動物の飼育管理

実験者及び飼育担当者は、実験動物の導入から実験終了に至るすべての期間にわたって、実験動物の状態を些細に観察し、適切な給餌、給水等の飼育管理を行わなければならない。

## 第9 実験操作

実験者は、麻酔等の手段によって、実験動物に無用の苦痛を与えないよう配慮しなければならない。

## 第10 実験終了後の処置

実験者は、実験を終了した実験動物に対し処分を行う場合には、動物の処分方法に関する指針(平成7年7月4日 総理府告示 第40号)に準拠し、適正な方法を用いて行わなければならない。

## 第11 安全管理等に特に注意を払う必要のある実験

1. 実験者は、物理的、化学的に危険な物質等を扱う動物実験においては、人の安全確保はもとより、飼育環境の汚染により実験動物が障害を受けたり、実験結果の信頼性が損なわれることのないよう十分配慮しなければならない。
2. 実験者及び飼育担当者は、施設外への環境汚染防止については、格段の注意を払わなければならない。

## 第12 緊急時の措置

実験者及び飼育担当者は、地震、火災その他の災害のため実験動物が逃亡し、危を加え又はその恐れのある場合においては、直ちに応急の措置を講ずるとともに、その旨を速やかにセンター長に報告しなければならない。

## 第13 施設、設備、組織の整備

院長、センター長および動物実験委員会は、動物実験を適正かつ円滑に実施するために必要な施設、設備を整備するとともに、その管理、運営に必要な組織体制の整備に努めなければならない。

## 第14 自己点検及び評価並びに検証

院長、センター長および動物実験委員会は、定期的に、当院における動物実験等の指針及び院内規程への適合性について、自ら点検及び評価を行うとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施すること。

## 第15 情報の公開

院長、センター長および動物実験委員会は、動物実験等に関する情報を年報の配布その他の適切な方法により、年一回程度公表することとする。

## 第16 雑則

この指針に定めるもののほか、動物実験に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## 附則

この指針は、平成16年11月1日から施行する。

この指針は、平成24年1月1日から改訂する。

この指針は、平成27年6月1日から改訂する。